

全議案を原案可決

今回可決された議案のうち、条例の制定・改正については、障害者自立支援法に基づく新たな基準により障害福祉サービスの支給決定が行われることに伴う、土浦市療育支援センター条例等の一部改正をはじめ、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う、土浦市医療福祉費支給に関する条例等の一部改正、放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の制定及び管理に必要事項を定めるため、土浦市放課後児童クラブ条例の制定などを可決しました。

議員から提出されました、土浦市議会議員の定数を定める条例の一部改正についても可決されました。(詳細別記掲載)

平成十八年度土浦市一般会計補正予算は、歳入歳出それぞれ一億五千五百十六万五千円を減額し、その総額を四百三十億八千四百八十九万九千円とするものです。

歳出の主なものは、土浦地区タクシー協同組合が試験運行を計画している、「デマンド型福祉交通(乗合タクシー)」への補助金をはじめ、荒川沖駅自由通路の改修工事委託料の計上、昼間、保護者のいない小学校低学年児童の放課後における健全育成を図るため、都和小学校児童クラブの都和小学校余裕教室への移設工事及び山ノ荘小学校児童クラブの新設工事の費用であります。

歳入は、国・県の支出金や繰越金などの計上です。

その他、特別会計(国民健康保険・介護保険・下水道事業・農業集落排水事業)補正予算、土浦市立博物館常設展示改装工事請負契約、財産の取得(消防ポンプ自動車一台更新)、市道の路線の認定・廃止や訴えの提起(市営住宅家賃の大口滞納者)などの議案を可決しました。

また、平成十七年度土浦市歳入歳出決算と水道事業会計決算の認定については、決算特別委員会を設置し閉会中に審査することになりました。

人事案件としては、人権擁護委員候補者の推薦が行われました。

定数条例の改正 議員の定数を 32人から28人に 削減

九月定例会最終日に、議員提案により、現行の議員定数三十二人を四人削減し、二十八人とする「土浦市議会議員の定数を定める条例の一部改正について」が提出され、原案可決されました。

本市議会の議員定数については、昭和五十九年十二月定例会において、議員提出議案の「土浦市議会議員の定数を減少する条例」が原案可決され、当時の議員定数三十六人を四人削減し、三十二人として

ました。

その後、平成十二年の地方自治法の改正により、法定議員定数三十四人を上限とする議員定数を条例で定めることとなったことに伴い、平成十三年九月定例会において、議員定数を三十二人とする議員提案の「土浦市議会議員の定数を定める条例」が可決制定されました。

本市議会としては、現在の厳しい社会経済情勢や地方分権の流れを踏まえ、議員自らが身を律し、範をたれるべきであると考え、議員定数の問題に対して種々議論を重ねた結果、今回の条例の改正に至りました。

なお、この改正条例については、次の一般選挙から施行されることとなります。

◆決算特別委員会委員

- | | |
|------|--------|
| 委員長 | 久松 猛 |
| 副委員長 | 坂本 喜久江 |
| | 吉田 千鶴子 |
| | 荒井 千武 |
| | 入江 勇起夫 |
| | 海老原 一郎 |
| | 盛原 良雄 |
| | 古沢 喜幸 |

◆人権擁護委員候補者

大嶋 庄二氏
(沖宿町一四八三番地)

寄附の禁止について

政治家(候補者、立候補予定者、現に公職にある者)が選挙区内の人にお金や物を贈ることは、政治家本人が出席する場合の結婚祝いや香典などの特定の場を除き、法律で禁止されています。有権者が求めてもいけません。

贈らない



求めない



受け取らない

